博物館登録審査チェック表

申請施設名：

１　申請書類の確認

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No |  | チェック | | 備　考 |
| ① | 登録申請書 | あり | なし |  |
| ② | 博物館の設置に関する条例又は登記事項証明書の写し | あり | なし |  |
| ③ | 館則の写し | あり | なし |  |
| ④ | 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面 | あり | なし |  |
| ⑤ | 当該年度における事業計画書及び予算書又は収支の見積に関する書類 | あり | なし |  |
| ⑥ | 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面 | あり | なし |  |
| ⑦ | その他法第13条第１項各号のいずれにも該当することを証する書類 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | なし | 添付あり |  |

２　登録要件等の確認

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 基　準 | チェック |  | 備　考 |
| 登録要件 | 1 | 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。  イ　地方公共団体又は地方独立行政法人  ロ　次に掲げる要件のいずれにも該当する法人  （１）博物館を運営するために必要な経済的基盤を有すること。  （２）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識または経験を有すること。  （３）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 | イに該当  ロに該当 | 確認  （資料：　　　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 2 | 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 3 | 一年を通じて150日以上開館すること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 体制 | 1 | 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第４号及び施設及び設備の項第１号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 2 | 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 3 | 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 4 | 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 5 | 単独で、又は他の博物館若しくは法第３条第１項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 6 | 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 7 | 法第７条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 職員 | 1 | 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 2 | 学芸員が置かれていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 3 | 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 施設及び設備 | 1 | 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 2 | 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 3 | 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |
| 4 | 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館を利用する上での困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 | 該当する  該当しない | 確認  （資料：　　　　　　　）  （現地）  未確認 |  |

３　総括